

魚沼地域定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントについて【案】

<概要>

南魚沼市（中心市）と魚沼市及び湯沢町（近隣市町）とが相互に役割を分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保・充実し、圏域における定住を促進することを目的として、これらの市町間において定住自立圏の形成に関する協定を締結しました。

このたび、昨年度からの魚沼市及び湯沢町との協議、また、魚沼地域定住自立圏共生ビジョン懇談会での検討を経て、定住自立圏の形成に関する協定に基づく具体的な取組内容を定める「魚沼地域定住自立圏共生ビジョン（案）」を作成しましたので、次とおり住民の皆様から広く意見を募集します。

■意見募集期間

平成 28 年 6 月 1 日（水）～平成 28 年 6 月 30 日（木）（30 日間）

■意見を提出できる方

- ・南魚沼市、魚沼市及び湯沢町（以下これらを「圏域」という。）に住所を有する方
- ・圏域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・圏域内に所在する事務所又は事業所に勤務されている方
- ・圏域内に所在する学校に在学されている方
- ・その他「魚沼地域定住自立圏共生ビジョン（案）」に利害関係を有する方

■閲覧場所

○南魚沼市

- ・南魚沼市役所（本庁舎）総務部企画政策課（2 階・平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
- ・大和・塩沢市民センター（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
- ・南魚沼市公式ウェブサイト

○魚沼市

- ・魚沼市役所（小出庁舎）企画政策課企画政策室（3 階・平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
- ・北部振興事務所、入広瀬分室、各市民センター（堀之内、小出、湯之谷、広神）
（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
- ・魚沼市公式ウェブサイト

○湯沢町

- ・湯沢町役場 総務部企画政策課（2 階・平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
- ・湯沢町公式ウェブサイト

■ 閲覧資料

- ・ 魚沼地域定住自立圏共生ビジョン（案）

■ 意見の提出方法

意見提出様式（別紙）に、必要事項を記入の上、次の方法で提出してください。なお、電話などによる口頭での意見提出はできません。

【提出方法】

- ・ 直接持参（平日のみ 8 時 30 分～17 時 15 分）
- ・ 郵送（6 月 30 日必着）
- ・ F A X
- ・ 電子メール
- ・ 南魚沼市公式ウェブサイト入力フォーム

【提出先】

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180-1

南魚沼市役所 総務部企画政策課

F A X : 025-772-3055

電子メール : kikaku@city.minamiuonuma.lg.jp

■ 提出意見の取扱いについて

提出いただいたご意見は、関係市町での協議を経て考え方をとりまとめ、後日、各市町のホームページ等で公表します。なお、提出いただいたご意見に対しての個別回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

■ 意見募集（周知）方法

- ・ 各市町広報紙（実施予告）
魚沼市…5 月 25 日号、南魚沼市…5 月 15 日号、湯沢町…5 月 29 日号
- ・ 各市町公式ウェブサイト